

# I I A 国際基準（2011年1月版）と 「保険検査マニュアル」（平成23年2月版） の比較研究

研究会No.24

（F S F R：I I A基準と金融規制当局ガイドラインの比較研究会）

「C I Aフォーラム」は、C I A資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、社団法人日本内部監査協会（I I A - J A P A N）の特別研究会である。各研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

当研究報告書は、C I Aフォーラム研究会No.24が、その活動成果としてとりまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の「見解」であり協会の見解を代表するものではなく、協会がこれを保証・賛成・推奨等するものでもない。

同様に、各メンバーの所属する組織の意見を代表するものでもない。本稿が提示する内容は、1つの解釈の仕方に過ぎず、これら内容について何ら保証を与えるものではない。

当研究会は、「I I A国際基準」（内部監査人協会「内部監査の専門職の実施の国際基準」）と金融庁の「検査マニュアル」との対応関係を研究している。当誌の2009年11月号に「I I A国際基準と『保険検査マニュアル』

の比較研究」と題して研究報告書を発表したのが、その際に使用した「I I A国際基準」は旧基準であったため、今回、2011年1月改訂版（以下新基準という）に合わせるべく、見直しを行った。

なお、「金融検査マニュアル」に関しては、当誌の2010年12月号に「I I A国際基準（2009年1月版）と『金融検査マニュアル』の比較研究」として既に見直しを行っており、今回は、この「金融検査マニュアル」における見直しをベースに整合性を保つことを念頭に置いて作業を行った。

## 1. 「保険検査マニュアル」の改定

### (1) 改定の概要

「保険検査マニュアル」は2010年12月に改定（案）が公表され、パブリック・コメントを経て、2011年4月から適用されることになった。改定（案）と同時に公表された「保険検査マニュアル改定（案）の概要について」によれば、改定理由としては2つある。

1つは、個別の問題点に関する検証項目と態勢に関する検証項目が混在していたことで、この対策としては、「構成の見直し」を

行い、①各カテゴリーを経営陣による態勢整備、管理者による態勢整備、個別の問題点の3層構造化して、誰のどの機能に問題があるかについての検証を容易にしたこと、更に、②PDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から検証項目を加筆・整理して、保険会社の自主的な改善機能の検証を容易にしたことである。

もう1つは、ガバナンス機能そのものを検証するカテゴリーやリスクを統合的に管理する態勢を検証する項目が設けられていないというもので、この対策として「カテゴリーの再整理」を行った。主なものとしては、①「内部管理態勢」を「経営管理態勢」に変更したこと、②「統合的リスク管理態勢」を新設して、保険会社が直面するリスクを統合的に管理する態勢を検証するための項目を加筆・整理したことである。

(2) 「金融検査マニュアル」との比較

今回の改定により、「保険検査マニュアル」は、一歩先を進んでいた「金融検査マニュアル」に追いついたとみることができる。カテゴリー区分における最大の違いは、「金融検査

マニュアル」には中小企業金融円滑化法を受けて「金融円滑化編」が新設されていることである。それ以外は業界の違いにより内容が多少異なるものの、おおむね、同様なものになっているとみなすことができる(図表1参照)。

カテゴリー別に見ると、特に会社経営としての根幹部分である「経営管理(ガバナンス)態勢」は「金融検査マニュアル」とほとんど同じ内容である。業界の違いから、「保険検査マニュアル」には、保険計理人による確認態勢と、総代会等の運営態勢(相互会社の場合)が追記されている点が異なる程度である。

コンプライアンスについても「法令等遵守態勢」の基本部分は同じである。違いは、個別の問題として「保険検査マニュアル」では業務範囲(他業制限や付随業務)に関する記載が加わっていることと、「保険募集管理」が新設されたことである。「保険募集管理」は保険募集に関する法令等の遵守を確保し適正な保険募集を実現するために必要な管理と説明されており、「法令等遵守態勢」を補佐する保険会社特有のカテゴリーといえる。

<図表1> 「金融検査マニュアル」と「保険検査マニュアル」の管理態勢項目(カテゴリー)比較

区分	金融検査マニュアル	保険検査マニュアル	
		改定後	改定前
ガバナンス	経営管理(ガバナンス)	経営管理(ガバナンス)	内部管理
コンプライアンス	法令等遵守	法令等遵守	法令等遵守
		保険募集管理	保険募集管理
リスク管理(共通)	統合的リスク管理	統合的リスク管理	財務の健全性・保険計理管理
	自己資本管理	(自己資本)(健全性)	資産運用リスク管理(市場)(信用)(不動産)
	市場リスク管理	資産運用リスク管理(市場)(信用)(不動産)	(資産査定)は付属資料
	信用リスク管理	(資産査定)は付属資料	オペレーショナル・リスク管理(流動性)
	資産査定管理	オペレーショナル・リスク管理(流動性)	顧客保護等管理
	オペレーショナル・リスク管理	顧客保護等管理	保険引受リスク管理
	流動性リスク管理	保険引受リスク管理	商品開発管理
顧客保護等管理			
その他	金融円滑化編		

注1 「財務の健全性・保険計理管理」は、「統合的リスク管理」に整理された。  
 注2 「商品開発管理」は、「経営管理」や「保険引受リスク管理」等に整理された。  
 注3 「金融検査マニュアル」の「資産査定管理」に対応するものとして、「保険検査マニュアル」では付属資料として「資産査定及び償却・確認検査用チェックリスト」がある。  
 注4 各管理項目(カテゴリー)の順番は、比較をするため順序を変更した。  
 注5 この図表は、「保険検査マニュアル改定(案)の概要について」を基に、当研究会が作成した。

「統合的リスク管理態勢」はリスクを総合的に捉えて自己資本等と比較の上でコントロールするという自己管理型のリスク管理であり、中核部分には共通点が多い。「保険検査マニュアル」の「統合的リスク管理態勢」には、基本となる統合的リスク管理のほか、自己資本管理と財務の健全性・保険計理管理が含まれている。なお、自己資本管理は「金融検査マニュアル」のように独立したカテゴリーとしてではなく、財務の健全性・保険計理管理は統合的リスク管理を行う前提で責任準備金の適切な積立等が必要なため、このカテゴリーに含まれている。

「資産運用リスク管理」は、保険会社では有価証券、金融機関では貸付のウエイトが高いことから、項目（カテゴリー）区分に違いが見られるが、内容に大きな差はない。

なお、「保険検査マニュアル」では「流動性リスク」を「オペレーショナル・リスク等管理態勢」に含めているが、パブリック・コメントに対する金融庁の回答では、流動性リスク自体をオペレーショナル・リスクとして定義したものではなく、資金繰りリスクと密接に関連するのでオペレーショナル・リスク等管理態勢の中に検証項目を設けたものであることが示されている。業種としての重要性の違いから、「金融検査マニュアル」では独立したカテゴリーとして、「保険検査マニュアル」では「オペレーショナル・リスク等」の「等」に含まれていると解釈できる。

## 2. 「保険検査マニュアル」における内部監査

内部監査に関する検査項目は、「保険検査マニュアル」の様々な箇所に盛り込まれている。大別すると、①各カテゴリーに共通して記載されている項目、②内部監査全体及び個別に重要な検査項目、③チェック内容の一部に内部監査に関する記載がある項目である

(図表2)。

共通項目は、取締役が策定すべき内部監査実施要領及び内部監査計画である。「経営管理（ガバナンス）」を始めとした各カテゴリーには、【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】という項目があり、その中でカテゴリー毎に、取締役として実施要領に定めて監査すべき重要な事項を列挙している。

全体及び個別項目において、「経営管理（ガバナンス）」の「Ⅱ．内部監査態勢の整備・確立状況」には内部監査全体に関する基本的かつ重要な内容が記載されている。また、個別に重要な検査項目として、統合リスク計測手法の監査、市場リスク監査、信用リスク監査、そしてシステムリスク監査に関する項目がある。

内容に一部記載がある項目とは、マニュアルの中に、監査に言及している部分があるもののうち、重要性が高いと判断した項目を記載している。ここでは、市場リスクを監査する要員、外部業者が開発したモデルを用いる場合における内部監査の検証、業務継続計画の検証、EUCシステムに関する牽制、保険募集事務における監査頻度、自己査定及び償却引当に関する監査の実施を選定している。

## 3. I I A国際基準と「保険検査マニュアル」の紐付け

### (1) カテゴリー区分の視点

#### ① 「経営管理（ガバナンス）態勢」

「経営管理（ガバナンス）態勢」にある「内部監査態勢の整備・確立状況」は最も重要な箇所であり、I I A国際基準との紐付けも多い部分である。先にも述べたように、この部分は「金融検査マニュアル」とほとんど同じ内容である。したがって、「金融検査マニュアル」で紐付けしたものと同一箇所を紐付けることとなった。

この箇所は現行の「保険検査マニュアル」

＜図表 2＞保険検査マニュアルにおける内部監査に関する検査項目

カテゴリー	共通項目 (監査実施要領及び監査計画)	全体及び個別項目	内容に一部記載がある主な項目
経営管理（ガバナンス）	Ⅱ－1－(2)	Ⅱ．内部監査態勢の整備・確立状況	1－3 内部監査の重視
法令等遵守	I－2		
保険募集管理	I－2		
顧客保護等管理	I－2		
統合的リスク管理	I－2	Ⅲ－2 リスク計測手法の監査	
財務の健全性・保険計理	(別紙) I－2		
保険引受リスク管理	I－2		
資産運用リスク管理	I－2		
市場リスク管理	(別紙1) I－2	(別紙1) Ⅲ－4 監査	(別紙1) Ⅲ監査要員、外部業者のモデル
信用リスク管理	(別紙2) I－2	(別紙2) Ⅲ－⑦ 監査	(別紙2) Ⅲ外部業者のモデル
オペレーショナル・リスク等管理	I－2－(1)		Ⅲ－4 業務継続計画検証
システムリスク管理	I－2－(2)	Ⅲ－2 システム監査	Ⅲ－2 監査要員
流動性リスク管理	I－2－(3)		
付属資料：実地調査用			1－(2) 募集事務の監査頻度
付属資料：資産査定及び償却・引当			自己査定Ⅱ実施、償却・引当Ⅱ実施

と比べると2倍以上のボリュームになっている。

## ② 「統合的リスク管理態勢」

「統合的リスク管理態勢」は今回の改定が目玉の1つである。「保険検査マニュアル」に含まれている、自己資本等の管理、財務の健全性・保険計理の管理を除く部分については、「金融検査マニュアル」に記載されている内容と類似している。例えば、統合リスク計測手法を用いている場合における内部監査の監査範囲は「金融検査マニュアル」で示された監査範囲と同一である（図表3参照）。このため、類似部分については、IIA基準との紐付けも「金融検査マニュアル」で行ったものを準用する形になった。

「保険検査マニュアル」の「統合的リスク管理」の冒頭にある検証ポイントには、保険会社においては、リスクの種類が多岐にわたり、かつ明確に区分できないリスクも想定さ

れること、市場や信用など金融関連のリスク以外のリスクも大きいこと、保険のオプション性やテールリスクなどの評価手法が確立されていない上に生命保険を中心に負債が超長期で技術的にも評価が難しいこと、現行の会計基準と経済価値ベースではリスクや自己資本を評価する際に大きな乖離が生じること等が書かれている。保険会社における統合的リスク管理は複雑で難易度が高く、その計測手法等も開発途上と理解できる。

金融庁では、定期的に「金融検査結果事例集」を作成しているが、平成22年検査事務年度前期版の公表に際して、最近の大手金融グループに対する検査においては、特に統合的なリスク管理態勢が整備されているかを重点的に検証していること、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実

＜図表3＞統合的リスク管理態勢Ⅲ－2－⑤  
 ー(ii)統合リスク計測手法を用いている場合  
 の検証項目－【監査】－内部監査の監査範囲

	監査すべき項目
1	統合リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
2	統合リスク計測手法の特性(限界及び弱点)を考慮した運営の適切性
3	統合リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
4	統合リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
5	統合リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
6	経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
7	統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性
8	各種リスクの合算方法の妥当性
9	統合リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
10	継続的な検証(バック・テスト等)のプロセス及び結果の適正性

施し、これを経営判断に活用しているか等を検証していると述べられている。

両検査マニュアルで監査範囲は同じであるが、上記事情からわかるように、大手金融グループ、地域金融機関、保険会社など業界や規模によって、「統合的リスク管理」の完成度や難易度は異なることになる。しかしながら、これらは監査実施の目標水準等で考慮すべき事項と考え、紐付けに差を設けることはしていない。

### ③ その他のカテゴリー

「資産運用リスク管理」は重要であり、別紙として市場リスク管理や信用リスク管理は独立して盛り込まれている。「金融検査マニュアル」も「保険検査マニュアル」にも、それぞれの業界に応じて詳細なチェック項目が記載されているが、監査という観点で見ると、監査について書かれた内容は、両検査マニュアルとも同一となっているので、同じ基準と

紐付けしている。

「システムリスク管理」の監査については、「保険検査マニュアル」の内部監査部門の監査の手法や内容は「金融検査マニュアル」よりもくわしく記載されている。しかしながら、「金融検査マニュアル」には、金融システムへの影響が計り知れないことから、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」が別にある。内部監査の役割に差があるわけではないと思われるため、紐付けに大きな差は生じさせていない。

## (2) 個別重要事項の紐付け

### ① 監査の重要性

改定版では、「経営管理(ガバナンス)態勢」I-3-⑥に「取締役会等は、(中略)、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。」とある。

この部分を新基準1000(目的、権限及び責任)と2030(監査資源の管理)に関連づけた結果、「金融検査マニュアル」よりも幅広く紐付けしている。

### ② 熟達した専門的能力

内部監査部門に専門性ある人材を配置する必要がある。今回の「保険検査マニュアル」改定では市場リスク管理とシステムに精通した人材の配置について述べられている。新基準1210(熟達した専門的能力)に市場リスク管理の習熟要員やシステム要員に関する箇所を新たに紐付けした結果、「金融検査マニュアル」よりも幅広い紐付けとなっている。

現行の「保険検査マニュアル」では、「保険引受リスク管理態勢」に保険数理に精通した人材を内部監査に配置すべきとなっているが、改定版では保険数理に関する人材の内部監査への配置については言及されていないため、紐付け自体は行っていない。

ただし、数理部門が計算した結果について

内部監査として、その計算プロセスを監査する際にも保険数理の知識が不可欠であることから、内部監査部門に保険数理に精通した人材は必要であろう。

なお、保険計理人の確認は、「経営管理（ガバナンス）態勢」における【取締役・代表取締役の役割・責任】には、「監査役の監査、内部監査、外部監査、保険計理人による確認の重要性を認識しているか」とあり、内部監査等と並列して記載されている。保険計理人は、責任準備金の適正性などを確認するもので、その役割や位置づけは極めて高い。

### ③ 危機管理態勢について

「オペレーショナル・リスク等管理態勢」に危機管理態勢に関する項目がある。内部監査部による業務継続体制の検証との関係で、新基準2110（ガバナンス）に取締役会による承認の箇所を、新基準2120（リスクマネジメント）には平時における対応に関する項目を幅広く紐付けしている。

## 4. 「IIA国際基準」の変更箇所の反映

2011年1月1日から、新しいIIA国際基準となった。大きな変更点は、実施基準に2

つの基準が追加されたことであるとみられる。2070（外部のサービス・プロバイダと内部監査についての組織体の責任）に対応するものとして、「経営管理（ガバナンス）」の【内部監査部門の態勢整備】に記載のある外部専門家活用の場合の責任を、2450（総合意見）に対応するものとして、同じく「経営管理（ガバナンス）」の【内部監査部門の態勢整備】にある内部監査結果の適時適切な報告を紐付けた（図表4参照）。

## 5. 一般事業会社における検査マニュアルの利用

金融庁が作成している検査マニュアルは、銀行、保険、証券、金融持株会社などを対象に業界ごとに作成されている。検査マニュアルの各カテゴリの中で「経営管理（ガバナンス）態勢」は会社の基本的要素であり、業種・業態にかかわらず共通する部分であり、かつ最も重要な箇所であるため、一般事業会社にとっても参考になる部分が多いものと思料する。図表5は、「経営管理（ガバナンス）態勢」の中の、II. 内部監査態勢の整備・確立に関する項目について、要旨をまとめてみたものである。

<図表4>新「IIA国際基準」の新項目と保険検査マニュアルの紐付け

「IIA国際基準」（2011年1月1日適用）	「経営管理（ガバナンス）」 II. 内部監査態勢の整備・確立状況1-(2)④
2070 外部のサービス・プロバイダと内部監査についての組織体の責任 外部のサービス・プロバイダが内部監査部門としての役割を果たす場合、プロバイダは組織体に対し、効果的な内部監査部門を維持する責任が組織体にあることを意識させなければならない。	【内部監査部門の態勢整備】(v) 現行の内部監査機能で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。
2450 総合意見 総合意見を表明する場合は、最高責任者、取締役会およびその他の利害関係者の総合意見についての期待を考慮に入れなければならない。また、十分かつ信頼でき、適切にして有用な情報に基づかなければならない。	【内部監査部門の態勢整備】(ix) 取締役会は、内部監査の結果について適時適切に報告させる態勢を整備しているか。

&lt;図表 5&gt; 「経営管理(ガバナンス) 態勢」のⅡ. 内部監査態勢の整備・確立状況【要旨】

## 1 取締役会等による整備・確立

## (1) 方針の策定

## ① 取締役の役割・責任

取締役は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが必要不可欠であることを十分に認識しているか。

## ② 内部監査方針の整備・周知

取締役は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針を定め、組織全体に周知させているか。

## (2) 規定・組織体制の整備

## ① 内部監査規程の整備

取締役会等は、内部監査に関する内部規程を内部監査部門に策定させ、内部監査方針に合致することを確認した上で、承認しているか。

内部監査規程には、特に、以下の項目が規定されているか。

- ・ 内部監査の目的
- ・ 内部監査部門の組織上の独立性
- ・ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲
- ・ 内部監査部門の情報等の入手体制
- ・ 内部監査の実施体制
- ・ 内部監査部門の報告体制

## ② 内部監査実施要領の整備

取締役会等は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領を内部監査部門に策定させ、承認しているか。内部監査実施要領は実効的な監査の実施のために適切であるか。また、必要に応じて、実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定させているか。

## ③ 内部監査計画の整備

(i) 取締役会等は、頻度及び深度等を考慮した効率的かつ実効性のある内部監査計画を策定させ、その重点的事項を承認しているか。

(ii) 内部監査計画は、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、業務の所管部門等による管理状況を監査対象としているか。

## ④ 内部監査部門の態勢整備

(i) 取締役会は、内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(ii) 取締役会は、内部監査部門に、内部監査部門を統括するのに必要な知識と経験を有する内部監査部門長を配置し、権限を付与して管理させているか。また、内部監査部門長に被監査部門等を兼担させる場合には、内部監査部門の独立性を確保する措置を講じているか。

(iii) 取締役会等は、内部監査部門に、必要な知識、経験及び業務を十分検証できるだけの専門性を有する人員を適切な規模で配置し、必要な権限を与えているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるための内外の研修を活用するなどの方策を講じているか。

(iv) 取締役会は、内部監査部門について、独立性を確保し、牽制が働く体制を整備しているか。また、被監査部門からの不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を確保しているか。取締役会は、内部監査部門に、財務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事させることを防止する態勢を整備しているか。

(v) 取締役会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、外部の専門家を活用して内部監査機能を強化・補完している場合においても、その内容、結果に責任を負っているか。

(vi) 取締役会は、内部監査の従事者に対し、職務遂行上必要な資料の入手や、役職員等を対象に面

接・質問等できる権限を付与しているか。

(vii) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員等に周知徹底する態勢を整備しているか。

(viii) 取締役会等は、一定以上のリスクがあると判断した海外拠点等に、営業拠点長等から独立し、内部監査部門に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。

(ix) 取締役会は、内部監査の結果について適時適切に報告させる態勢を整備しているか。

(3) フォローアップ態勢

取締役会による問題点の改善

取締役会は、内部監査報告書の報告を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題、被監査部門等のみでは対応できない問題について適切な措置を講じているか。また、内部監査部門に必要なフォローアップをさせ、問題がある場合には取締役会に報告させる態勢を整備しているか。

本研究報告を構成する「内部監査の専門職的实施の国際基準」と「保険検査マニュアル」（平成23年2月版）の関係解釈指針〔保険Ver.6.2〕は、紙面の関係で(社)日本内部監査協会ホームページ<http://www.iiajapan.com/system/CIAFORUM.html>に掲載しているが、これはチェックリストとして活用できることを念頭に置いて作成したものである。内部監査の品質向上に少しでも寄与し、内部監

査に従事する方々にとってお役に立てれば幸いである。

なお、本解釈指針をご利用される場合は、(社)日本内部監査協会事務局まで、ご一報の上で利用されることを願います。

(注)「金融検査マニュアル」は平成22年9月版を使用した。

<CIAフォーラム研究会No.24メンバー>

(順不同・敬称略)

高島 康裕	新日本有限責任監査法人（座長）	大島 誠	みずほ情報総研株式会社
近藤登喜夫	三井生命保険株式会社（主担当）	島田 雅夫	日本興亜損害保険株式会社
麻生 康浩	ソニー生命保険株式会社	平岡 正和	マネックスグループ株式会社
植田 洋行	J A三井リース株式会社	松井 辰樹	住友信託銀行株式会社
碓井 茂樹	日本銀行金融高度化センター	四津 純	株式会社日本政策金融公庫

(2011年7月19日現在)